

環境省政策評価結果の政策への反映状況

- 目 次 -

1 . はじめに

2 . 平成 1 5 年度事後評価結果の政策への反映状況

(1) 総括表

(2) 施策別整理表

3 . 事前評価結果（平成 1 5 年 1 0 月から平成 1 6 年 9 月まで）の政策への反映状況

(1) 公共事業

(2) 新設規制

1. はじめに

(1) 国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年4月施行。以下「法」という。)に基づき、政策評価を実施することとされている。

環境省においては、法に基づき平成14年4月に策定した「環境省政策評価基本計画」に即して、政策評価(事後評価、事前評価)を実施している。

(2) 昨年度の報告からこれまで(平成15年10月から平成16年9月まで)の間、以下のとおり政策評価書を総務省に提出、公表した。

平成15年11月10日	公共事業に関する事前評価書(平成15年度第2回)を総務省に提出、公表
平成16年1月29日	公共事業に関する事前評価書(平成15年度第3回)を総務省に提出、公表
平成16年3月19日	公共事業に関する事前評価書(平成15年度第4回)を総務省に提出、公表
平成16年6月29日	新設規制に関する事前評価書を総務省に提出、公表
平成16年8月18日	公共事業に関する事前評価書(平成16年度第1回)を総務省に提出、公表
平成16年8月30日	平成15年度環境省政策評価書(事後評価)を総務省に提出、公表

(3) 今般、これら政策評価結果の政策への反映状況を次のとおり取りまとめた。

事後評価結果の政策への反映状況

事前評価結果の政策への反映状況

(参考)

環境省政策評価基本計画

計 画 期 間：平成14年4月1日から平成19年3月31日までの5年間。

事前評価の対象等： 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策を対象。
すべての規制の新設を対象。

事後評価の対象等：環境省の全ての政策を対象。

政 策 へ の 反 映：評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し反映。

2. 平成15年度事後評価結果の政策への反映状況

(1) 総括表

(単位:件)

分類	平成17年度予算要求へ反映した件数						平成17年度機構・定員要求へ反映した件数		
		これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止又は中止		機構要求へ反映	定員要求へ反映	
			評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止					
施策等を対象に評価	48	7	40	18	3	1	13	4	13

(注)

1. 「評価対象政策の重点化等」とは、評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより改善等を行ったもの。
2. 「評価対象政策の改善・見直し」の件数のうち「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数の間には、重複がある。

(2) 施策別整理表

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況					
			H17年度予算要求への反映			H17年度機構・定員要求への反映		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止 (b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考(評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例)
環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現								
1 地球規模の環境の保全	(1) 地球温暖化対策	2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。	<ul style="list-style-type: none"> 現在中央環境審議会地球環境部会において、大綱の評価・見直しの議論が進められており、8月には「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ」が公表されたところ。そこでは、現在の大綱の対策・施策が現状のまま推移した場合、その削減効果を固めに評価すると、2010年において京都議定書の6%削減約束を達成するには削減量が不足すると見込まれている。 政府として、大綱における現行対策・施策の実効性を高めると同時に、追加対策・施策を導入することにより、京都議定書の6%削減約束の達成を確実なものとしていくことが必要。 今後、この中央環境審議会をはじめとする関係審議会の審議の結果を踏まえ、政府全体として、大綱の見直しに向けた調整が行われていく予定。 このため、環境省としても、同審議会での審議の結果を踏まえ、適切に対応していくことが必要。 					<p>地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し結果を踏まえ、追加的なものを含む対策・施策を推進し、脱温暖化社会の構築を目指すとの観点から、</p> <p>地域連携や公共施設等の活用による再生可能エネルギー等の積極的導入、燃料電池等の先進的な温暖化対策技術の開発・普及拡大と温暖化対策ビジネスの支援、産業・家庭・オフィス・運輸等各部門における実効性の高い対策の積極的推進等を図るため、石油特別会計を活用したエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策については拡充を図ることとした。</p> <p>地球温暖化対策を推進するため、環境税(仮称)の創設等、必要な税制上の措置を講ずることを要望することとした。</p> <p>エネルギー起源二酸化炭素及び代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)の排出抑制対策を推進するため、新たに、事業者による自主削減目標設定に係る設備補助を行うこととした。</p> <p>国内排出量取引制度の導入及び京都メカニズムの積極的な活用のため、市場メカニズムの活用による地球温暖化対策の推進体制の整備・充実を要求することとした。</p> <p>地球温暖化防止のための代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)対策を推進するため、体制充実を要求することとした。</p>
	(2) オゾン層保護対策	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効。 CFE等のオゾン層破壊物質については大気中濃度が低下している。一方、オゾン全量の減少は継続しており、HCFCやハロンの大気中濃度は増加傾向にある。 フロン回収破壊法の施行により、フロン類の回収が進展したものの、未回収となっているフロン類も相当であると推定されることから、法の一層の徹底等が課題。 					<p>オゾン層の保護を図るため、新たに、冷媒フロン回収率の向上を含む抜本的・効果的なフロン排出抑制対策について法改正を視野に入れた検討を行うこととした。</p> <p>ノンフロン製品への代替に資するため、新たに、ノンフロン製品の性能評価やノンフロン技術の動向について調査に取り組むこととした。</p>
	(3) 酸性雨対策	東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる酸性雨による環境影響を防止するため、EANETの活動の推進等が課題。 					<p>過去20年間の酸性雨調査を取りまとめたところ、岐阜県伊自良湖等の集水域で酸性雨の影響が疑われる理化学的变化が認められたため、新たに、酸性雨に対し耐性が弱いと考えられるこれらの集水域を対象として、酸性化メカニズムの解明調査に取り組むこととした。</p>
	(4) 海洋環境の保全	国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 各種の規制措置により、海洋汚染の未然防止が図られてきている。 新たな条約の発効等に伴う規制強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等が課題。 					<p>ロンドン条約96年議定書の締結に向け国内体制を整備し、新制度を着実に運用するため、環境影響評価に係る基礎情報の収集及び審査業務に必要な情報の効率的整備等については拡充を図ることとした。</p> <p>国際的に問題となっている漂流・漂着ゴミについて、海洋環境の保全の観点から対応するため、新たに、漂着ゴミの実態調査や国際ワークショップの開催等に取り組むこととした。</p>

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況								
			H17年度予算要求への反映				H17年度機構・定員要求への反映				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）		
2 大気環境の保全	(1-1) 固定発生源対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	・環境基準の達成状況からみて、国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行等の取組、及び事業者の自主的な取組は有効に機能。 ・環境基準達成率が低い浮遊粒子状物質・光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）について、工場等の固定発生源からの規制措置等が課題。								平成16年5月に一部改正された大気汚染防止法に基づき、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を効果的に進めるため、揮発性有機化合物（VOC）対策については新たに取り組むこととし、総合大気環境保全対策検討調査については重点化等を図るとともに、体制充実に要求することとした。
	(1-2) 自動車排ガス対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	・自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進は有効に機能。 ・依然として環境基準達成率の低い二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、早急な改善が必要であり、平成17年の世界で最も厳しい排出ガス規制の実施、自動車NOx・PM法に基づく対策の実施、低公害車の普及促進等、総合的な対策の充実、強化等が課題。								環境基準の達成・確保等のため、政策の重点化等を図りつつ、新たにオフロード特殊自動車の排出ガス規制導入に係る準備、試験モード外（オフサイクル）の排出ガス実態調査、水素燃焼自動車（トラック）の技術開発プロジェクト、自動車燃費改善補助事業について取り組むこととした。また、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策、低公害（代エネ・省エネ）車普及事業、粒子状物質の粒子数等排出特性実態調査及び測定法の確立については、拡充を図ることとした。
	(1-3) 基礎調査・監視測定体制の整備等	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。	・監視測定体制の整備と科学的知見の拡充の進展により、大気環境汚染対策の基礎の充実が図られている。 ・PM2.5、DEP、環境ナノ粒子、有害大気汚染物質について、一層の知見の充実が課題。								既存の監視機器の更新に伴う補助対象機器の増加のため、大気汚染物質等監視費補助については拡充を図ることとした。 広域的な花粉観測体制を構築するために、関東、関西、中部地域に引き続き、新たに中国・九州地域を対象として観測体制を整備するため拡充を図ることとした。
	(2) 大気生活環境対策	環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。	・騒音の環境基準における面的評価や臭気指数規制の導入、ヒートアイランド対策大綱の策定等により大気生活環境保全の枠組みが着実に整備。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。								持続可能な交通環境を実現するため、環境と交通に関する世界会議in愛知開催に新たに取り組むこととした。 環境基準の適切な評価のため、評価手法に対して最新の科学的知見に基づく判断等を加え、自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂に新たに取り組むこととした。 ヒートアイランド対策の推進のため、ヒートアイランド対策については拡充を図ることとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H17年度予算要求への反映				H17年度機構・定員要求への反映		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止、又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）
3 水環境の保全	(1) 流域の視点から見た水環境の保全	<p>人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらを実現・維持するとともに、健全な水循環を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の達成や健全な水循環の確保に向けた取組については一定の成果が上がっており、目標の達成に向けて着実に進展。 ・公共用水域における環境基準のうち生活環境項目については、湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然として達成率が低い状態にあり、これらの水域における汚濁負荷の一層低減が課題。 ・地下水については、特に農地での施肥や家畜ふん尿の不適切な処理、及び生活排水等に起因する硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過率が高いことから、汚染の未然防止対策と浄化対策手法の検討が課題。 ・健全な水循環の確保については、「計画作りに向けて」が取りまとめられたことを受け、より具体的な施策の展開が課題。 							健全な水環境の確保のため、政策の重点化等を図りつつ、新たに水生生物保全環境基準の類型当てはめに取り組むため、生活環境項目検討調査及び水質環境基準関係事業費補助については拡充を図ることとした。また、新たに地下水涵養手法による湖沼環境改善効果検討調査に取り組むこととした。
	(2) 水利用の各段階における負荷の低減	<p>各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境項目については、閉鎖性水域での達成状況が伸び悩んでおり、一層の負荷削減対策が必要。 ・地下水汚染については、有害物質の地下浸透規制や常時監視が実施されているが、さらなる健康被害の未然防止対策や浄化対策手法の検討が課題。 						水利用の各段階において発生する負荷の低減を図るため、政策の重点化等を図りつつ、硝酸性窒素等による地下水汚染対策について、新たに、地域の実情に応じた重点的な対策を推進する仕組みに取り組むこととした。また、世界の水問題の解決に向けた貢献を進めるため、水環境管理施策に係る国際貢献の拡充を図ることとした。	
	(3) 閉鎖性水域における水環境の保全	<p>発生負荷削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性水域については、水質総量規制の実施により着実に発生負荷量が削減されているが、CODに係る環境基準達成率は高い水準にあるとは言えず、一層の汚濁負荷の削減が課題。 ・指定湖沼については、生活廃水処理率が着実に向上する等の成果が見られているが、水質については横ばいの傾向が続いており、より効果的な施策の検討が課題。 						閉鎖性水域における水環境の保全・改善を図るため、政策の重点化等を図りつつ、閉鎖性水域の環境保全に関する調査については拡充を図ることとした。また、湖沼対策については、新たに、湖沼に流入する負荷削減対策を推進するための対策や、地域住民の湖沼への関心を具体的な環境保全活動につなげるための基盤作りと地域住民が主要な担い手となった浄化事業等に取り組むこととした。	
	(4) 水環境の監視等の体制の整備	<p>水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視の測定地点数は高い水準で推移している他、要調査項目の分析方法、簡易測定法の開発も随時進めており、効率的な監視体制の構築という目標をほぼ達成している。 ・河川水質調査の環境教育の側面からの体制充実、水質総合情報システムのデータベース化等が課題。 						これまでの事項を引き続き推進することとした。	

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
			H17年度予算要求への反映				H17年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）	
4	土壌環境の保全	<p>有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。</p> <p>・関係法制度の円滑な施行により対策事業が着実に実施され、目標の達成に向け順調に進展。 ・農作物経路の有害物質暴露・土壌生態系等に関する基準策定、未規制物質による土壌汚染といった新たな問題があり、これらへの対応が課題。</p>								<p>土壌環境の保全のため、政策の重点化等を図りつつ、生態系に関する基準等の設定に向けて生態系保全のための基準等のあり方について検討するとともに、現在、国内外において食品中のカドミウムの基準値強化の検討が進められていることから、これに対応するため、農用地土壌汚染対策地域の指定要件の見直し等について調査検討し、新たな農用地土壌汚染対策の確立を図ることとした。 土壌生態系保全対策の強化のため、体制充実に要求することとした。</p>
5	地盤環境の保全	<p>地盤沈下を防止する。</p> <p>・地盤沈下は、全国的には沈静化の傾向にあり、目標達成に向け進展。 ・一部地域において沈下が見られる他、都市化や地下開発による地盤沈下の潜在的な危険性があり、これらへの対応が課題。</p>								<p>今後の地盤環境の管理方針を検討するため、新たに建築物用地下水の採取の規制に関する法律等による現行の規制内容の再評価に取り組むこととした。</p>
6 廃棄物・リサイクル対策	(1) 循環型社会の形成の推進のための基本措置	<p>循環型社会の形成の推進のために循環基本計画の数値目標を達成する。</p> <p>・循環型社会形成推進基本計画に定めた数値目標のフォローアップ及び年次報告書の作成・公表により、今後の取組の方向性及び循環型社会形成推進基本計画の点検と見直しの基礎が整備され、目標達成に向け着実に進展。 ・今後、数値目標について、その達成状況を的確に把握することが課題。</p>								<p>地域における国民、NGO/NPO・事業者・地方公共団体の循環型社会の形成に向けた取組の支援のため、社会への波及効果が高い事業について拡充を図ることとした。</p>
	(2) 循環資源の適正な循環的利用の推進	<p>各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なりサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的利用を推進する。</p> <p>・各リサイクル制度は、概ね順調に推進。 ・全国の規範となるリサイクル事業が展開されることとなり、先進的な環境調和型のまちづくりに向け着実に進展。 ・各リサイクル制度の円滑な施行とともに、さらなる推進方策の検討等が課題。</p>								<p>循環資源の適正な循環的利用の推進のため、リサイクル制度の体系化・高度化推進事業の拡充を図ることとした。</p>

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
			H17年度予算要求への反映				H17年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）	
6 廃棄物・リサイクル対策	(3) 一般廃棄物対策（排出の抑制、再生利用、適正処理等）	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処分は着実に推進している一方、一般廃棄物の排出量についてはここ数年横ばい傾向。 循環型社会構築のために必要な処理施設の整備に対する財政的・技術的支援、国民・事業者による排出抑制のための主体的取組等の充実が課題。 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類について、その目標を達成する見込みが得られたが、引き続き排出削減を図っていくことが課題。 最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が課題。 焼却施設の適切な解体、過去未規制だった最終処分場の適正化が課題。 							<p>廃棄物行政における国の責務を踏まえつつ、循環型社会に相応しい廃棄物処理システムを構築するため、一般廃棄物処理施設整備に係る補助率の引き上げ及び補助要件の拡充を図ることとした。</p> <p>地球温暖化対策を一層推進するため、高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備等に対する補助を拡充することとした。</p> <p>循環型社会の形成を一層推進するため、市民の参加を得て全国的な規模で行う普及啓発事業や市町村の一般廃棄物処理事業の改善のためのガイドラインの策定等を行うこととした。</p> <p>循環型社会形成推進基本計画では、国が循環型社会形成に資する研究開発の推進、研究者・技術者の養成などを行うこととされており、また、本年6月に開催されたG8サミットにおいて小泉首相の提唱で、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進のための国際的な取組「3Rイニシアティブ」の開始が合意され、環境分野における研究開発を一層推進することが求められていることから、廃棄物処理に係る研究や技術開発に対する支援については拡充を図ることとした。</p> <p>廃棄物処理施設における安全・適正管理対策、最終処分場の確保・適正管理対策及び廃棄物処理等科学研究の企画・管理運営体制の強化のため、体制充実を要求することとした。</p>
	(4) 産業廃棄物対策（排出の抑制、再生利用、適正処理等）	産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量、適正処理は着実に推進。 不適正処理事業に対する国の役割の強化、不法投棄の撲滅と優良業者の育成、公共関与による産業廃棄物処理施設整備の推進、PCB廃棄物処理体制の構築等が課題。 							<p>従来の施策を強化・継続するとともに、数次の廃棄物処理法改正に対処するため、新たに産業廃棄物行政に携わる都道府県・保健所設置市職員の人材育成を図ることとした。</p> <p>産業廃棄物の不適正処理事業等に対する迅速な対応、廃棄物処理システムの透明性の向上のため、電子マネーストの普及拡大については拡充を図ることとした。</p> <p>産業処理業の優良化を進め、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化のため、優良業者の育成については拡充を図ることとした。</p> <p>産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理の技術水準の向上及び効率的で安全な再生利用等の処理基準の設定については、引き続き推進することとした。</p> <p>逼迫した最終処分場について、公共関与により効果的な整備を行うことについては、拡充を図ることとした。</p> <p>PCB廃棄物の確実かつ適切な処理のため、拠点適処理施設の整備を計画的に推進するとともに、安全かつ効率的な収集運搬システムの構築について、拡充を図ることとした。</p>
	(5) 廃棄物の不法投棄の防止等	廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 法改正・法制定、対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展。 不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。 このため、国の役割の強化、不法投棄等を目的とする運搬や硫酸ピッチの不適正保管に対する罰則強化、優良業者の育成、支障の除去等への効果的な支援、廃棄物の適正な輸出入の確保に向けた体制の整備等が課題。 							<p>産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分の未然防止・拡大防止の一層の推進のため、政策の重点化等を図りつつ、新たに、国による監視体制の強化や不適正処分事案に係る効率的・効果的な支障除去等工法調査に取り組みとともに、産廃特措法に基づき都道府県等が行政代執行として行う支障除去等事業支援のための基金制度については拡充を図ることとした。</p> <p>有害廃棄物等の輸出入等の規制制度の適切な運用について、引き続き強化・推進することとした。</p> <p>廃棄物等の適正な越境移動の推進に関する政策形成及び諸外国等との調整を行うため、体制整備・充実を要求することとした。</p>
	(6) 合併処理浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 本施策による生活排水対策は有効。 生活排水対策の遅れている中小市町村において、市町村が設置主体となる市町村設置型事業の一層の普及を図り、浄化槽の整備を促進することが課題。 							<p>生活排水対策を推進し、健全な水循環を図るため、浄化槽整備事業については拡充を図り、特に浄化槽市町村整備推進事業の一層の促進のため、新たに市町村整備の強化推進の取組につき予算要求することとした。</p>

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H17年度予算要求への反映			H17年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	
								備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）	
7 化学物質対策	(1) 環境リスクの評価	化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価等を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。	・化学物質による環境汚染の実態調査の実施、内分泌かく乱作用が疑われている物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に推進し、着実な成果。 ・内分泌かく乱化学物質のスクリーニング・試験法の開発について一定の成果。 ・環境リスク評価の成果は、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 (環境ホルモン戦略計画 98 (SPEED 98) については平成15・16年度で見直し検討中)						化学物質による環境汚染の実態把握について、平成16年4月に改正された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律や19年度から見直しを行うこととなっている特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律等の行政需要に十分に対応できるだけの調査規模に至っていないため、政策の重点化等を図りつつ、拡充することとした。 内分泌攪乱化学物質問題について、平成17年度から新たな戦略計画に沿った対策を展開する必要があるため、施策の重点化等を図った。
	(2) 環境リスクの管理	ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	・ダイオキシン類、並びに農薬及びその他の化学物質についての目標達成状況は、概ね良好。 ・環境リスクの管理全体としても、目標に対する達成状況は概ね良好と評価。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。						ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図るため、政策の重点化等を図りつつ、農薬汚染防止対策については、農薬散布に伴う飛散による周辺住民への悪影響を防止するため、新たに農薬の飛散リスクの評価・管理手法の開発に取り組むとともに、水産動植物登録保留基準の設定及び生態影響に係るリスク管理措置の充実・強化を図るための検討を推進することとした。化学物質の審査・規制については、動植物への影響に着目した化学物質の審査・規制体制の着実な運用を図るため、新たに試験困難物質に係る生態毒性試験・評価方法確立調査等に取り組むこととした。 予算関連手段のうち一部の事項については、当初の目的を達成したため平成16年度をもって廃止することとした。 平成15年3月に改正した水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準の施行（平成17年4月）に伴い、個別農薬ごとに基準値を設定する必要等があるため、体制充実を要求することとした。
	(3) リスクコミュニケーションの推進	PRTRデータの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の促進や場の提供を行う。	・当初目標通り着実に実施。 ・PRTRデータの精度向上、データ公表システムの改良等改善すべき課題は残る。 ・化学物質やその環境リスク等に関する市民の理解や市民・産業・行政等のリスクコミュニケーションは十分に進んでいない。						PRTR制度の定着と運営について、引き続き推進することとした。 化学物質やその環境リスク等に関する市民の理解や市民・産業・行政等のリスクコミュニケーションについて、十分に行われているとは言えず、一層の推進が必要であるため、拡充することとした。
	(4) 国際協調による取組の推進	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進、及び国際機関等との連携・協力を図る。	・今後は、地球規模でのPOPsの削減等に向けて、他の地域と比較して遅れがちなアジア太平洋地域におけるPOPsの削減等に積極的に貢献していくことが必要。 ・PIC条約の我が国の締結が多少遅れているが、既に概ね目途は立っており、当初目標通り着実に推進。 (PIC条約は平成16年6月15日に締結) ・GHSについては、2008年までの完全実施（APEC諸国では2006年目標）に向けて、関係省庁が連絡調整しつつ国内導入に向けた法制度上の課題等についての検討にも着手したところであり、着実に推進。						化学物質による地球規模の環境汚染を防止するための化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進、及び国際機関等との連携・協力を一層推進するため、アジア・太平洋地域におけるPOPs削減の取組やGHSの円滑な導入に資する調査について、拡充することとした。
	(5) 国内における毒ガス弾等対策	国内における毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策を推進する。	・フォローアップ調査の取りまとめにより、全国の毒ガス弾等に関する状況についての情報を把握し、具体的な施策に着手。 ・茨城県神栖町においてボーリング調査を実施、汚染源を特定し、健康診査を行うとともに、症候や病態の解明のための調査研究を実施。 ・以上、概ね目標に向けた第1ステップは達成。						これまでの事項を引き続き推進することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H17年度予算要求への反映			H17年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）	
(1) 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。	・「新・生物多様性国家戦略」の基本的方向、施策の方針に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な施策が推進され、目標達成に向け進展。							国際的な生物多様性の保全を図ることを目的とし、国際サンゴ礁イニシアティブの事務局を引き受けるとともに、サンゴ礁モニタリングの推進、重要な浅海域の選定を行うため、アジア太平洋地域生物多様性保全推進費の拡充につき予算要求することとした。
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進 (2) 自然環境の保全	原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。	・原生的な自然環境及び優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組を推進。 ・目標達成に向けて着実に進捗しているところであり、さらなる取組の推進が課題。							自然保護地域内のパトロール、利用者への指導、自然解説などの現地管理体制の強化を図るため、新たに、国立公園等現地管理体制強化（アクティブ・レンジャ・（仮称））推進事業に、取り組むこととした。 適正な保護・管理を進めるため、新たに、国立公園内に所在する民有地のうち、自然環境保全上重要な地域の公有化について、取り組むこととした。 予算関連手段のうち一部事項については、当初の目的を達成見込みのため平成16年度をもって廃止した。
(3) 自然環境の再生	生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、N G O等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。	・自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進。							自然再生推進法に基づき民間の団体等が実施する自然再生事業を推進を目的とし、自然再生協議会を組織する民間の団体等が抱える課題を踏まえ、国が行うべき必要な協力や措置等について検討を行うため、自然再生活動推進費の拡充につき予算要求することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
			H17年度予算要求への反映				H17年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）	
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(4) 野生生物の保護管理	<p>希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人の共生を図る。さらに、外来種生物及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の整備及び施行、外来生物による被害防止の枠組みの検討など政策の仕組みづくりについて進捗。 国指定鳥獣保護区の新規指定、生息地等保護区の新規指定、保護増殖事業計画の改訂などの施策を推進。 目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 							<p>野生生物の保護管理のため、政策の重点化等を図りつつ拡充を図ることとした。</p> <p>特に、外来生物法の本格施行に的確に対応するための施策や希少野生動植物の保護増殖に係る施策、並びに特定鳥獣等の保護管理に係る施策を拡充することとした。また、新たに、野生鳥獣の感染症対策に係る施策に取り組むこととした。</p> <p>移入生物対策に係る業務を一元的に所管するとともに、野生鳥獣の感染症対策等に取り組むため、体制整備・充実に要求することとした。</p>
	(5) 動物の愛護及び管理	<p>動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発や各種事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養を推進。 人と動物との共生を図るためには、引き続き普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が課題。 							<p>動物愛護と適正な飼養、自治体による動物販売業者や飼い主等への適正な指導等を推進するため、新たに、動物愛護管理制度の施行状況及び動物愛護管理の実態等に関する調査、欧米諸国における先進的事例の調査を行い、国際的な水準を見越した、より分かりやすく実効性の高い基準等のあり方を検討し、各種基準の策定又は改訂（動物取扱業の飼養保管基準、危険動物の飼養保管ガイドライン等）を行うこととした。</p> <p>動物の遺棄、虐待の防止や飼養動物による人への危害及び迷惑問題、外来種や危険動物等の適正な飼養管理対策の強化のため体制充実に要求することとした。</p>
	(6) 自然とのふれあいの推進	<p>自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にすることを育成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備、及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応。 自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にすることを育成。 目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 							<p>国立公園における適正な地域資源の保全・活用、環境保全意識が伴った利用の促進、健全なサービスができる地域づくりなど、国立公園におけるエコツーリズムの仕組み作りを実施するなど、エコツーリズムの総合的な推進を拡充することとした。</p> <p>引き続き、自然公園指導員、パークボランティアの育成・確保を行うとともに、自然解説を行う者を対象とした研修及び活動プログラムの開発等を実施することとした。</p> <p>国立、国定公園等の自然公園におけるすぐれた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然体験を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを引き続き推進することとした。</p> <p>温泉利用者のニーズに的確に応えるため、新たに温泉の適正な表示のあり方の整備等に取り組むこととした。</p> <p>温泉の保護及び利用の推進に係る業務を一元的に対応するため、体制充実に要求することとした。</p>

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H17年度予算要求への反映			H17年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）
9 国際的取り組みに係る施策	(1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	<p>環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連を始めとする国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与。 ・森林保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全等についても、国際的な環境政策の推進に寄与。 ・アジア太平洋地域における科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発の点で着実な成果。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 							<p>科学的ツールと政策オプションにより持続可能な開発に貢献するため、政策の重点化等を図りつつ、アジア太平洋環境会議（エコアジア）において参加国から高い評価を得たアジア太平洋地域の環境モニタリング、将来予測、イノベーション政策の研究については拡充を図ることとした。</p> <p>国際的な環境政策の連携の確保のため、政策の重点化等を図りつつ、3 R イニシアティブ関係会合を始めとした国際会議等の開催及び国際機関への提出については拡充を図ることとした。</p>
	(2) 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	<p>開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いため、開発途上地域への国際協力が課題。 						<p>アジア太平洋地域から始まる持続可能な社会を具体的に実現するため、政策の重点化等を図りつつ、アジア太平洋地域にふさわしい、より公平で持続可能な新しい開発モデルの提言の周知及び行動計画の実施支援等については拡充を図ることとした。</p> <p>日中韓三カ国環境大臣会合に基づくプロジェクトの一環として、地域の共通の課題となりつつある循環型社会の形成に資するため、政策の重点化等を図りつつ、新たに、三カ国がそれぞれの国情に応じてとりうる政策の選択肢、各主体間の連携方策について検討を行うこととした。</p> <p>我が国援助機関・公的輸出信用機関による環境ガイドラインの着実な実施のため、政策の重点化等を図りつつ、新たに、環境ガイドライン実施のための技術的基礎資料を取りまとめ、技術情報を受入国政府及び事業実施主体に普及させることとした。また、イラクの戦後復興を支援するため、政策の重点化等を図りつつ、新たに、イラクの環境省をカウンターパートとする環境分野における支援プログラムの策定に取り組むこととした。</p>	

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）
			H17年度予算要求への反映			H17年度機構・定員要求への反映			
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映		
各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策									
1 環境基本計画の効果的実施	環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備が進捗。 環境保全経費については、政府全体として環境保全政策の効率的・効果的な展開を図った。さらに、効率的な環境保全経費の取りまとめが求められている。 環境白書については、効果的な啓発資料の開発に努めるほか、全国各地において「環境白書を読む会」を開催するなどして、環境保全に関する意識啓発を効果的に推進。今後、海外との情報交換、意見交換を進め、日本の優れた環境政策を情報発信するとともに、日本の環境政策の点検を行う必要がある。 							これまでの事項を引き続き推進することとした。
2 環境教育・環境学習の推進	国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省と連携した環境教育・環境学習の事業の実施、子どもエコクラブの会員数・環境カウンセラーの登録数の増加等、本施策の目標達成に向けて着実に進展。 環境カウンセラーに関する情報提供の充実、環境教育推進法の円滑な施行、子どもエコクラブや身近な生活を対象にした環境教育の充実等が課題。 							家庭における環境教育や、学校と地域が連携して取り組む環境教育等についてさらに推進するために、新たな事業に取り組むこととした。「国連持続可能な開発のための教育の10年」の始まりに伴う事務等のための体制の充実を要求することとした。
3 環境パートナーシップの形成	NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動に取り組む様々な主体に対し、地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスから様々な支援を行うとともに、NGO、企業、行政等との意見交換会や勉強会などを行った結果、一定の成果。 地方公共団体においてNPOや市民との協働での取組は進んできているが、行政の側で協働での取組の調整を担当する職員が不慣れ。 地方での様々な民間の活動と国レベル、国際レベルでの取組との間の連携、地方のNPO、企業と政府、国際機関や企業とのパートナーシップが不足。 企業、NPO、市民とのパートナーシップでの取組の必要性が高まっているが、これまでプラザでは十分展開できていない。 タウンミーティングやMOEメール等に多数の国民が参加することにより、環境省の政策に関する国民への説明、国民との直接対話の推進が図られている。 							これまでの事項を引き続き推進することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
			H17年度予算要求への反映				H17年度機構・定員要求への反映		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）
4 環境と経済の統合に向けた取組	(1) 経済活動による環境配慮の徹底	<p>経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。</p> <p>・温暖化対策については、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの結果必要とされた場合に備え、国民各界各層の意見を聴取しながら更に具体的な制度案の検討を進めるとともに、国民的議論を展開し、国民や関係者の理解と協力を求めていくことが必要である。</p> <p>・事業者の自主的な環境保全活動の推進については、一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図ることが必要である。具体的には、環境報告書の記載事項の検討や独立行政法人等への説明会の実施など環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進、環境報告書や環境会計などのグローバルスタンダード化への貢献などを展開していく必要がある。</p>							<p>地球温暖化対策を推進するため、環境税（仮称）の創設等、必要な税制上の措置を講ずることを要望することとした。</p> <p>事業者の事業活動における環境配慮を徹底するため、政策の重点化等を図りつつ、平成17年度から施行される「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」を踏まえ、事業者の自主的な環境保全活動の推進するための事業については拡充を図る（新たに環境配慮促進法施行事業及び金融のグリーン化促進事業に取り組む）こととした。</p> <p>平成17年度から施行される環境配慮促進法を踏まえ、本法律の確実な施行に必要な業務を展開するため、体制充実を要求することとした。</p>
	(2) 環境保全型産業活動の促進	<p>環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。</p> <p>・公的機関による環境物品等の調達の対象となる製品の範囲及び実施機関数の拡大が図られ、グリーン調達の対象となる予算規模は拡大、市場に対して与えるインセンティブも拡大中。</p> <p>・各種情報提供体制の充実により、各主体による環境配慮型製品等に関する情報の共有化が推進。</p> <p>・商品や投資先の選定に当たって環境に配慮する消費者や投資家が増加。</p> <p>・環境ビジネスの供給側及び需要側の双方において環境ビジネスへの関心が高まっており、環境ビジネス進展のための環境整備が進んだ。</p> <p>・以上、目標達成に向けて進展があったところであるが、さらなる取組の推進が課題。</p>						<p>これまでの事項を引き続き推進することとした。</p>	
	(3) 環境事業団の効果的な運営	<p>環境事業団の効果的な運営を進める。</p> <p>・目標をほぼ達成できる見込み。</p> <p>・事業における必要性、有効性の観点からも効率的な運営を実施。</p>							<p>平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」及びこれを踏まえ平成15年5月に成立した独立行政法人環境再生保全機構法及び日本環境安全事業株式会社法に基づき、平成15年度をもって環境事業団は解散し、業務を見直した後、平成16年度より独立行政法人及び特殊会社に承継されたため、これに伴い政策評価の対象からは除外している。</p>

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
			H17年度予算要求への反映			H17年度機構・定員要求への反映				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）		
5 環境アセスメント	(1) 環境影響評価制度の運営及び充実	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価対象事業については、環境大臣意見を踏まえた、事業者における環境影響評価書の補正により、環境保全への適切な配慮を確保。 生態系の定量的評価手法等環境影響評価を行うための技術的手法が未確立のものがある。 事後評価やレビューについての理解、これらに基づく予測手法や対策技術の評価結果の情報提供が不十分。 スコーピングの活用、関係主体間のコミュニケーションについてはまだ不十分。 							事業者による的確な環境保全措置の検討に役立てる等のため、新たに環境保全措置に関連する情報の蓄積及び提供に取り組むこととした。
	(2) 戦略的環境アセスメントの推進	国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることとなる計画（上位計画）、政策について、環境保全上の適切な配慮を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成のためのシステム構築の動きが見られ、全体として目標に向け進展があったものの、未だ全ての上位計画や政策について、環境保全上十分な環境配慮のシステムが導入されている状況にない。 							上位計画策定に当たり環境保全上の適切な配慮の確保がなされた実例を集積し、その有効性、実効性を検証し、その上でガイドラインの作成を図るため、計画段階・政策段階における戦略的環境アセスメント（SEA）手続のルール化を検討することについて拡充を図ることとした。
6 環境に配慮した地域づくりの支援	地域に対する取組支援と地域間の連携を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 地域環境総合計画策定支援事業においては、平成15年度末までに588の市区町村のうち、372団体に支援を実施。 知恵の輪は、全面リニューアルに伴う運用停止によりアクセス数が減少したものの、年間平均1日当たり1,300件のアクセスがあり、一定のニーズは充足。 目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 								地域環境総合計画策定支援事業については、計画策定の一定の普及が図られたことから、平成15年度をもって廃止した。平成16年度からは、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を同時に実現するような、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創り、広く国内外に示すため、「環境と経済の好循環のまちモデル事業」を実施している。17年度においても、地域の再生にも貢献するようなモデルを数多く生み出すため、「環境と経済の好循環のまちモデル事業」については拡充を図ることとした。
7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術関係経費の平成15年度の予算額は306億円であり、同年度の政府全体の科学技術関係経費の約1%にとどまっている。 環境分野の重要性に鑑みると、一層の増額を図り、環境分野における科学技術の推進を図ることが課題。 								環境分野における科学技術のより一層の推進を図るため、ナノテクノロジー等先端技術を活用した環境技術の開発を拡充することとした。 民間企業等における環境技術の開発及び普及のより一層の推進を図るため、優れた環境技術について国がモデル的に実証する制度を拡充することとした。 競争的資金については、環境分野における科学技術の推進を図るため、新たに課題枠を設けるなどして拡充を図ることとした。また地球環境研究の推進については、総合科学技術会議による競争的研究資金制度の制度評価において、予算規模の拡充が望まれているところであるが、研究課題採択率が低下傾向にあるため、拡充を図ることとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
			H17年度予算要求への反映			H17年度機構・定員要求への反映				
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）		
8 公害防止計画の推進	公害の著しい地域等を解消する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止計画に基づいて各種公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成15年度末現在、33地域にまで減少。 ・ しかし、平成15年度末現在、なお316 市町村が公害防止計画地域として指定されており、都市生活型公害の問題は依然として厳しい状況。 							平成18年度計画策定地域についての調査費を計上することとした。	
9 環境保健対策	(1) 公害健康被害対策（補償・予防）	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図った。 ・ 平成17年度から実施予定の幹線道路沿道における疫学調査に向けて、着実に準備を進めた。 							公健法被認定者に対する補償給付、環境汚染による健康影響の継続的監視等について、引き続き推進することとした。 幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響について疫学的な解明を行うため、新たに大規模な疫学調査に取り組むこととした。 局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査を適切に運営するため、体制充実に要求することとした。
	(2) 水俣病対策	水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に関する国際協力及び総合的研究について、着実に進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の高齢化に対応した水俣病総合対策の運用改善、及び地域再生・振興の着実な実施など、関係者の評価は高く、今後も確実に実施。 ・ 普及啓発セミナーの開催を通して、国内外の水銀汚染問題の防止に向け貢献。 							水俣病総合対策（健康医療事業）、チッソ支援などの地域振興等については、引き続き推進することとした。 水俣病公式確認から50周年を迎える（平成18年）ことから、水俣病公式発見50周年行事を実施することとし、平成17年はその準備に取り組むこととした。
	(3) 環境保健に関する調査研究の推進	国民的な関心事となっている大気汚染と花粉症との関係、いわゆる化学物質過敏症、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民的な関心事となっている環境保健問題である花粉症と大気汚染の関連、いわゆる化学物質過敏症、電磁波の健康影響について、因果関係の解明には至らずも、着実な成果を上げたところであり、さらなる取組の推進が課題。 							これまでの事項を引き続き推進することとした。

施策名	達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況					
			H17年度予算要求への反映			H17年度機構・定員要求への反映		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a) 評価対象政策の重点化等	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	備考（評価結果の平成17年度予算要求等への反映の主な例）
10 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備	環境情報の体系的整備・提供や「e-Japan重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化（電子化）により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 環境省LANシステムを更改し、利用者の利便性とセキュリティを向上。 環境情報の体系的整備・提供については、ホームページの提供データ量とアクセス数とも増加し、着実に進展。 電子政府の実現については、行政ポータルサイトの整備、充実など着実に環境整備が進んだものの、効果の発現はこれから。 環境省内部組織に関する訓令改正・制定により、事務範囲の明確化、事務所業務により、効果的・効率的な遂行が可能となった。 目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 						

3. 事前評価結果(平成15年10月から平成16年9月まで)の政策への反映状況

(1) 公共事業

(1) - 1 - 1 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (一般廃棄物処理施設整備事業)

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
不適正埋立処分地施設の適正閉鎖事業 茨城県ひたちなか市	H15.4	15-16	・必要性:基準を満たしていない最終処分場の適正化。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:最終処分場の適正化による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 兵庫県洲本市	H15.4	15-16	・必要性:し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 埼玉県羽生市	H15.5	15-16	・必要性:し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 神奈川県南足柄市	H15.5	15-16	・必要性:現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 静岡県北遠地区広域市町村圏事務組合	H15.5	15-17	・必要性:現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和56～平成7年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
中継中間処理施設整備事業 長崎県県央南広域環境組合(西部)	H15.5	15-16	・必要性:ごみの収集・運搬拠点の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:平成14年度より着工しているごみ焼却施設整備事業との複合事業として行うことにより、広域的な廃棄物処理が可能となる。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
汚泥再生処理センター整備事業 大分県日田玖珠広域市町村圏事務組合	H15.5	15-16	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和40年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 高知県安芸広域市町村圏事務組合	H15.5	15-17	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和48～63年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 熊本県菊池広域連合	H15.5	15-16	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和43～55年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 福岡県稲築町ほか3か町衛生施設組合	H15.6	15-17	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 茨城県神栖町	H15.6	15-17	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 福井県南越清掃組合	H15.6	15-16	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量の逼迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 宮崎県都城北諸県広域市町村圏事務組合	H15.6	15-16	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量の逼迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
中継中間処理施設整備事業 長崎県県央県南広域環境組合(東部)	H15.7	15-16	・必要性:ごみの収集・運搬拠点の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:平成14年度より着工しているごみ焼却施設整備事業との複合事業として行うことにより、広域的な廃棄物処理が可能となる。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 長野県塩尻・朝日衛生施設組合	H15.8	15-17	・必要性:現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 京都府城南衛生管理組合	H15.8	15-18	・必要性:現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和54年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 茨城県龍ヶ崎地方事務組合	H15.9	15-17	・必要性:現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和55年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 愛知県グリーンサイトジャパン株式会社	H15.9	15-16	・必要性:現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和51年度～平成6年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)、PFI手法の採用(田原町)による各年度間の市の施設整備費用負担額の均等化、焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 愛知県五条広域事務組合	H15.9	15-17	・必要性:し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 秋田県大館エコマネジ株式会社	H15.10	15-16	・必要性:現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和57年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
汚泥再生処理センター整備事業 茨城県鹿島市	H15.11	15-17	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和52年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 島根県松江市	H15.12	15-16	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 広島県庄原市外四ヶ町連合衛生施設組合	H15.12	15-16	・必要性: 委託処理先の確保が困難になったことによる施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(ダイオキシン類排出基準の達成)、容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 福岡県北九州市	H15.12	15-18	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和51年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
中継中間処理施設整備事業 福岡県行橋市外3箇町清掃施設組合	H15.12	15-16	・必要性: ごみの収集・運搬拠点の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 運搬車両台数の削減による、エネルギー節減効果・地球温暖化関連物質削減効果。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設・リサイクルプラザ・埋立処分地施設整備事業 鹿児島県屋久島広域連合	H15.12	15-16	・必要性: 現有施設の老朽化(昭和56～平成6年竣工)による施設の更新(ごみ処理施設)、廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設(リサイクルプラザ)、現有埋立処分地施設の残余容量のひっ迫による施設の新設(埋立処分地施設)。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化、容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制、廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
ごみ処理施設・リサイクルプラザ整備事業 福井県大野・勝山広域行政事務組合	H16.1	15-17	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和53、54年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(ダイオキシン類排出基準の達成)、容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 島根県浜田地区広域行政組合	H16.1	15-17	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和53年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 和歌山県串本町古座町古座川町衛生施設事務組合	H16.2	15-16	・必要性: 現有3施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和48～昭和59年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 北海道北しりべし廃棄物処理広域連合	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和50年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 北海道根室北部廃棄物処理広域連合	H16.3	16-18	・必要性: ごみ処理施設の未整備による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 北海道北しりべし廃棄物処理広域連合	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(リサイクルセンター)の処理能力の不足による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 北海道岩見沢市	H16.3	16	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量の逼迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
埋立処分地施設整備事業 北海道生田原町外3町村	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 青森県下北地域広域行政事務組合	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和50年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 秋田県秋田市	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(粗大ごみ処理施設)の老朽化(昭和58年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 不燃系粗大ごみ、金属類の分別、圧縮等による鉄分、アルミ分の資源化の促進及びその再資源化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 栃木県佐野市	H16.3	16-18	・必要性: ごみ処理施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 栃木県佐野市	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(粗大ごみ処理施設)の老朽化(昭和58年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 埼玉県寄居地区衛生組合	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和41～42年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 埼玉県越谷市	H16.3	16-18	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
埋立処分地施設整備事業 千葉県香取広域市町村圏事務組合	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設、灰溶融施設整備事業 東京都東京二十三区清掃一部事務組合(世田谷清掃工場)	H16.3	16-19	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和43年度竣工)による施設の更新、灰溶融施設未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 東京都府中市	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(破碎・選別施設)の処理能力の不足による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 神奈川県藤沢市	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和47年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 神奈川県横浜市	H16.3	16-19	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 新潟県亀田町	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 石川県河北郡市広域事務組合	H16.3	16-17	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
リサイクルプラザ整備事業 山梨県峡北広域行政事務組合	H16.3	16-17	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 静岡県南豆衛生プラント組合	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和41～42年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 静岡県中遠地区広域市町村圏事務組合	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 三重県大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合	H16.3	16-17	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 滋賀県甲賀郡行政事務組合	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和53年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
灰溶融施設整備事業 京都府京都市	H16.3	16-20	・必要性: 灰溶融施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 京都府京田辺市	H16.3	16-17	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
ごみ処理施設整備事業 大阪府枚方市	H16.3	16-19	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和48年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
コミュニティ・プラント整備事業 兵庫県緑町	H16.3	16-17	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
併せ産廃モデル(埋立)整備事業 兵庫県明石市	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 奈良県橿原市	H16.3	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 和歌山県御坊周辺広域市町村圏組合	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和63年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 島根県浜田地区広域行政組合	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和53年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 佐賀県有田地区衛生組合	H16.3	16-17	・必要性: 埋立処分地施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
コミュニティ・プラント整備事業 長崎県大島町	H16.3	16-19	・必要性: 現有施設(コミュニティ・プラント)の老朽化(昭和49年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

事業名 事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
埋立処分地施設整備事業 熊本県八代郡生活環境事務組合	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 大分県中津市	H16.3	16-18	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和55年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 沖縄県国頭地区行政事務組合	H16.3	16-17	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の浸出水処理の能力不足による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 福島県田村広域行政組合	H16.5	16-17	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化(昭和61年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 三重県尾鷲市	H16.5	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 佐賀県呼子町	H16.5	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

(1) 公共事業

(1) - 1 - 2 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (廃棄物処理施設における温暖化対策事業)

事業主名	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
廃棄物処理施設における温暖化対策事業 東京臨海リサイクルパワー(株)	H16.1	15-18	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 東京都内における産業廃棄物処理施設の不足。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 産業廃棄物の処理体制の確保。 二酸化炭素排出量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
廃棄物処理施設における温暖化対策事業 寄居オリックス環境(株)	H16.1	15-18	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 埼玉県内における産業廃棄物処理施設の不足。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 産業廃棄物の処理体制の確保。 二酸化炭素排出量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。
廃棄物処理施設における温暖化対策事業 (財)茨城県環境保全事業団	H16.1	14-17(補助採択は 15-17)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 茨城県内における産業廃棄物処理施設の不足。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 産業廃棄物の処理体制の確保。 二酸化炭素排出量の削減。 	本事業の評価内容を踏まえ、15年度補助事業として採択している。

(1) 公共事業

(1) - 1 - 3 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (PCB廃棄物処理施設整備事業)

事業主名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
PCB廃棄物処理豊田事業 (日本環境安全事業株式会社)	H16.3	15-17	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性:保管継続のリスクの解消、国際的取り組み、長期に保管されているPCB廃棄物の早期処理体制の構築のために必要。 ・有効性:人の健康影響の低減の観点から有効。 ・効率性:効率性評価の手法等については、有識者からなる検討会を開催し、その検討を踏まえ、ダイオキシン対策としての費用効率性3通りの方法で計算し、をゴミ焼却施設ダイオキシン対策事業と比較する手法を採用。既に行われたゴミ焼却施設ダイオキシン対策事業の費用効率性は、算定期間を10、20、30年間とした場合、それぞれ54、82、171億円/kg-TEQであり、本事業の費用効率性は、ゴミ焼却施設ダイオキシン対策事業と比肩しうるかそれ以上。 	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
PCB廃棄物処理大阪事業 (日本環境安全事業株式会社)	H16.7	16-18	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性:保管継続のリスクの解消、国際的取り組み、長期に保管されているPCB廃棄物の早期処理体制の構築のために必要。 ・有効性:人の健康影響の低減の観点から有効。 ・効率性:効率性評価の手法等については、有識者からなる検討会を開催し、その検討を踏まえ、ダイオキシン対策としての費用効率性3通りの方法で計算し、ゴミ焼却施設ダイオキシン対策事業と比較する手法を採用。既に行われたゴミ焼却施設ダイオキシン対策事業の費用効率性は、算定期間を10、20、30年間とした場合、それぞれ54、82、171億円/kg-TEQであり、本事業の費用効率性は、ゴミ焼却施設ダイオキシン対策事業と比肩しうるかそれ以上。 	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

(1) 公共事業

(1) - 2 平成16年度自然公園等整備に関する事前評価結果

事業主体名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
円山博物展示施設 西北海道地区自然保護事務所	H16.3	16-19	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 国内有数のサロベツ原野の自然観察。 ・有効性: 自然環境の保護・再生、自然観察。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・その他: 地域住民等との合意形成がなされている。 自然・地球環境等への配慮がなされている。等 	本事業の評価内容を踏まえ、16年度新規事業として採択している。
乗鞍高原新活性化事業 中部地区自然保護事務所	H16.3	16-24	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性: 乗鞍高原地域の活性化及び持続的な自然公園の管理運営の新たなモデルの確立。 ・有効性: 自然とのふれあいの向上、自然学習活動の促進、地域の活性化。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・その他: 自然とのふれあいが図られている。 総合的な整備計画に基づかれている。等 	本事業の評価内容を踏まえ、16年度新規事業として採択している。

(1) 公共事業

(1) - 3 平成16年度環境保全施設整備事業に関する事前評価結果

事業主体名	評価時期	工期	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
トキ野生順化施設整備事業 環境省(新潟県に支出委任)	H16.3	16-18	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性:トキの野生復帰は保護増殖事業の最終的な目標であるとともに、種の保存法の基本理念とも一致。 ・有効性:自然との共生型社会の実現、自然環境保全に対する普及啓発。 ・効率性:これまでの飼育経験、専門家の意見等を踏まえ、周辺環境に配慮しながらも経済性を十分考慮した最小の施設とした。 ・その他:地域の環境学習の拠点、地域における民間投資及び雇用促進効果。 	本事業の評価内容を踏まえ、16年度新規事業として採択している。

(2) 新設規制

政策の名称	評価時期	政策評価の結果の概要	評価結果の政策への反映状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設	H16.2	硫酸ピッチの不適正処理、廃棄物の不法投棄等の多発、廃棄物の処理施設における事故の発生など、現在直面する廃棄物を巡る諸課題に対し、今回の法改正によって新設される規制により、相当の効果があるものと考えられる。	第159回国会へ当該法律案を提出した。 (平成16年4月21日成立、4月28日法律第40号として公布)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設	H16.3	本法律案により新設される規制は、予防的方策の考え方に立って国際合意された96年議定書を国内法制度として具体化するものである。これによって、廃棄物の海洋投入処分についてより一層厳格な管理を行うことにより、海洋汚染の防止に資すると考えられる。	第159回国会へ当該法律案を提出した。 (平成16年5月12日成立、5月19日法律第48号として公布)
大気汚染防止法の一部を改正する法律案に基づく規制の新設	H16.3	本法律案により新設される規制により、揮発性有機化合物排出施設に対して排出基準の遵守が義務付けられ、これを確保するための措置を都道府県等が講じることから、浮遊粒子状物質及びオキシダントに係る大気汚染の状況の改善を図ることができると考えられる。 また、施策等の指針において、本法に基づく排出規制と事業者の自主的な取組とを適切に組み合わせ、効果的な揮発性有機化合物の排出抑制を図ることとしているので、合理的な規制が行われることになると考えられる。	第159回国会へ当該法律案を提出した。 (平成16年5月19日成立、5月26日法律第56号として公布)
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案に基づく規制の新設	H16.3	本法律案により新設される規制により、特定事業者においては、環境報告書の作成及び公表を通じて、その事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることが確保される。また、民間の事業者においても、特定事業者の率先垂範的な取組等を通じ、環境報告書の作成、公表等の取組が進展すると考えられる。	第159回国会へ当該法律案を提出した。 (平成16年5月26日成立、6月2日法律第77号として公布)
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に基づく規制の新設	H16.3	本法律案により新設される規制により、特定外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いを規制する制度が創設されるとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じられることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することができると考えられる。	第159回国会へ当該法律案を提出した。 (平成16年5月27日成立、6月2日法律第78号として公布)